

京都市告示第439号

令和3年3月31日京都市告示第675号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和3年12月1日から次のように改めます。

令和3年11月30日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
檜原市営住宅	第3棟から第8棟まで 及び第11棟		あり	あり	あり		0.9554
			なし	なし	なし		0.8354
	第9棟, 第10棟, 第12棟及び第13棟	2階以下	あり	あり	あり		0.9554
		2階以下	なし	なし	なし		0.8354
		3階以上	あり	あり	あり		0.9054
		3階以上	なし	なし	なし		0.7854

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
檜原市営住宅	第3棟から第13棟まで		あり	あり	あり		0.9554
			なし	なし	なし		0.8354

」

に,

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
崇仁市営住宅	第52棟及びM2棟						0.9010
	第53棟						0.9046

」

を

「

市営住宅の名称	棟番号	階数	浴室	シャワー	給湯器	備考	数値
崇仁市営住宅	第 52 棟及び M2 棟						0.9010
	M3 棟及び M4 棟						0.9089
	第 53 棟						0.9046

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)